

## 秋田県条例第七十三号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百五十二・五」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第五十二号)第六条第二項

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第八条第二項

第四条 次に掲げる条例の規定中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第八条第二項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第三項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

2 県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

3

第一条の二第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。  
県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。